

尼崎市監査公表第8号

指定管理者監査の結果報告に対する措置の公表について

地方自治法第199条第9項の規定により提出した監査の結果報告に対して、市長から別紙のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により公表します。

平成30年10月31日

尼崎市監査委員	今	西	昭	文
同	藤	川	千	代
同	岸	田	光	広
同	酒	井		一

措置通知表【指定管理者監査】

1 監査対象団体名	尼崎中高年事業株式会社・ 公益社団法人尼崎市シルバー人材センター共同事業体 公益財団法人自転車駐車場整備センター・ 株式会社駐輪サービス共同事業体 株式会社阪神ステーションネット・ 株式会社アーキエムズ共同事業体
2 措置を講じた団体	都市整備局
3 監査結果報告日	平成30年 3月26日
4 措置通知日	平成30年10月26日
5 監査結果の内容	<p><u>収支報告に基づく事業の評価検証について</u></p> <p>収支報告書の作成基準が不明確かつ不統一であるため、収支内容の検証が困難となっているばかりでなく、指定管理者の不適切な処理を誘発している状況となっていた。また、収支報告に種々疑義が見られるにもかかわらず、施設所管組織は指定管理者に確認し修正を求めるといった対応を行っていなかった。（放置自転車対策担当）</p> <p><措置を求める事項></p> <p>指定管理者制度の運用に当たっては、施設管理の代行者である指定管理者が行った業務についてモニタリングを実施し、十分な検証を行うことが市の責務であるとの理解のもと、評価検証を念頭においた収支報告書の作成基準を設定し、モニタリング機能の強化に努めること。</p>
6 措置の内容	<p>各指定管理者から提出される収支報告書の作成基準を明確にし統一性を図るため、平成29年度事業報告書から消費税込みの金額で計上し、一般管理費については実費または実費相当分（ 費の %など。）で計上するよう指定管理者に指示をした。租税公課費の算出についても、人件費、保険料、印紙代が含まれないよう具体的に指示をした。提出された収支報告書は、指示に沿った内容になっていることを聞き取り等で確認し内容を検証した。</p> <p>なお、今後市全体で収支報告書が統一された場合には、速やかに対応する。</p>